

公開質問状への回答について

本件については、所管が教育委員会のため、教育委員会事務局がお答えします。

第1「【1】」の御質問に対する回答

(御質問)

板橋区の不登校児童・生徒の支援方針を再確認させてください。

板橋区の不登校支援の目標は、これまでどおり不登校児童生徒の個別事情や背景に留意し、「登校という結果のみを求めた支援はしない」「不登校を問題行動としない」ということによろしいでしょうか。また、今後も子どもたちの社会的自立に向けて、多様な教育の機会の場の選択を広げる方針に変わりはないということによろしいでしょうか。

(回答)

貴見のとおりです。

教育委員会事務局では、「不登校対応ガイドライン」(令和5年4月改訂)において、不登校対応方針を「不登校児童・生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、将来、児童・生徒が豊かな人生を送れるよう、社会的に自立をすることをめざすものである。」としています。教育委員会事務局では、これまでも、本ガイドラインに基づき、不登校児童・生徒一人ひとりに寄り添った対応が実現されるよう努めており、この方針は、現在も変わっておりません。

不登校児童・生徒への支援に当たっては、その背景や要因は多様で複雑であることを踏まえて、校長がリーダーシップを発揮して、一人ひとりの不登校児童・生徒が不登校となった要因を確実に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関と情報を共有し、組織的・計画的な個々の状況に応じたきめ細かな支援をすることが不可欠です。また、社会的自立に向けて進路の選択を広げる支援も重要です。

そのためには、本人を含めた家庭と連携し、学校全体で組織的に対応できる体制を築くこと、地域、心理や福祉の専門家、教育委員会事務局、医療機関、子ども家庭総合支援センター等の学校外の専門機関等との「横」の連携と、小学校や中学校、高等学校等との「縦」の連携が必要です。

これまでと同様に、板橋フレンドセンターや生涯学習センターi-youth(中高生・若者支援スペース)など多様な居場所づくりを進めるほか、令和5年度より、東京都のスクールカウンセラー(SC)に加え、板橋区独自でスクールカウンセラー(SC)を各区立中学校に週1~2回追加配置し、学校におけるカウンセリング機能や教育相談体制の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカー(SSW)を2つの中学校区に1名の計11名配置し、小中切れ目の無い支援をしていくなど、総合的な不登校対策を推進しているところです。

不登校児童・生徒に対する支援の基本的な姿勢としては、「不登校とは、複雑な背景・多様な背景によって、児童・生徒が「結果として不登校の状態になっている」ということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。」と考えております。

不登校は、その要因や背景が複雑・多様であることから、教育の観点だけで対応することが難しい場合もございます。しかしながら、児童・生徒に対して教育が果たす役割は大きいことから、学校や教育

関係者が一層充実した支援・指導や家庭への働き掛け等を行うことが必要です。全ての児童・生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けることができるように、ICT機器を効果的に活用した「わかる・できる・楽しい授業」の実現や、児童・生徒が活躍し自己肯定感を高められるような教育活動の充実など学校における環境の整備を図るとともに、不登校児童・生徒一人ひとりの状況に応じた必要な支援が行われるようにすることが重要であると考えております。

第2「【2】」の御質問に対する回答

(御質問)

事実関係を確認させてください。

8月13日の区のホームページにある「上記団体のお話をお聞きした」というのは、どのような会合で、どなたが、どのような趣旨で話を聞かれたのでしょうか。また、その後、スタチの支援・サービスを学校から保護者に紹介したり、伝えた事実はあったのでしょうか。あったとしたら、どの学校で、どのように紹介または伝えられたのでしょうか。その中で、既にスタチの支援・サービスを受けることを開始している事例はあるのでしょうか。仮にこのような事実があった場合、その際の費用負担は保護者が負担しているのでしょうか。それともスタチ側が負担しているのでしょうか。

(回答)

(1)「『上記団体のお話をお聞きした』というのは、どのような会合で、どなたが、どのような趣旨で話を聞かれたのでしょうか。」につきまして

令和5年10月31日、不登校対応の取組として、スタチ社より事業の説明を受けましたが、特段の進展はありませんでした。教育委員会事務局として話を聞いたのは、教育支援センター所長です。

教育委員会事務局では、不登校児童生徒の背景や不登校となった要因は多様で複雑であることから多様な選択肢の準備を進めることが大切であると考えています。その中において、様々なアプローチの必要性を感じており、保護者への支援というところは、不登校対応の選択肢の一つとして考えられるのではないかと考えておりました。このような理由から、指導室長からスタチ社へ話を聞きたい旨を伝え、令和6年5月1日に取組内容について説明を受ける場を設けました。当日教育委員会事務局として話を聞いたのは、指導室長と教育支援センター所長です。

(2)「スタチの支援・サービスを学校から保護者に紹介したり、伝えた事実はあったのでしょうか。」につきまして

区ホームページ（以下「HP」といいます。）にも記載しましたが、2校のうち1校の学校から9名の保護者へお伝えしました。

(3)「どの学校で、どのように紹介または伝えられたのでしょうか。その中で、既にスタチの支援・サービスを受けることを開始している事例はあるのでしょうか。」につきまして

スタチ社のチラシを渡し、興味があれば、まず、学校へ連絡を頂く形で保護者の方には伝えました。スタチ社の支援・サービスは開始しておりません。学校名につきましては、申し訳ございませんが、説明を受けた御家庭が特定されるおそれがあるため、現時点では、回答は差し控えさせていただきます。

(4)「仮にこのような事実があった場合、その際の費用負担は保護者が負担しているのでしょうか。それともスタチ側が負担しているのでしょうか。」につきまして

HPの記載と重複いたしますが、本件については、無償サポートで行うこととなっていました。

第3「【3】」の御質問に対する回答

(御質問)

保護者が適切な選択を行うための区的环境整備について教えてください。

保護者が学校・行政経由で、民間事業者の支援・サービスを紹介され、利用した場合において、保護者が適切に選択できるよう、支援・サービスを受ける「効果」だけでなく、「リスク」について必要な説明を受けるなどの環境を整えていくことについてご検討はされているのでしょうか。また仮に支援によって、家庭環境（家族関係）の悪化や子どもの状態の悪化などが起きた場合、相談窓口を設置されることはご検討されているのでしょうか。

(回答)

本件においては、スタヂ社の提案は、これまでの不登校対応の取組の中において、数少ない試みともいえるものであるため、教育委員会事務局が希望された保護者と面談をして、最終的な確認をとった上で進めようと考えておりました。教育委員会事務局では、これまでも教育支援センター内に、保護者の皆様が常に相談できるよう心理職による専門相談等の教育相談総合窓口を設けております。

第4「【4】」の御質問に対する回答

(御質問)

保護者の費用負担についてお考えを確認させてください。

仮に保護者が学校・行政経由でスタヂ社のサービスを利用した場合において、スタヂが行なう不登校支援を、サポート費用として1家庭あたり44万5000円（税込）が請求されることはあるのでしょうか。また今後仮に連携が成立した際には、個別の家庭が負担をしない場合も、同額程度の経費を板橋区が請け負う予算になるのでしょうか。

(回答)

本件は、スタヂ社のサポートについては無償であると説明を受けておりました。教育委員会事務局としては、スタヂ社のサポート費用を保護者にお支払いいただくことや同額の経費を板橋区が負担して支払うような不登校施策を進めることを想定しておりませんでしたので、予算の検討もしておりませんでした。

第5「【5】」の御質問に対する回答

(御質問)

不登校解決の責務と魅力ある学校づくりの努力について確認させてください。

今後も家庭のみに不登校解決の責務を負わせることなく、子ども達が安心して通える学校づくりに取り組んでいく方針に変更はありませんでしょうか。

(回答)

御質問のとおり、教育委員会事務局としての方針に変更はありません。全ての児童・生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けることができるように、「わかる・できる・楽しい授業」の実現や、児童・生徒が活躍し自己肯定感を高められるような教育活動の充実など学校における環境の整備を図るとともに、不登校児童・生徒一人ひとりの状況に応じた必要な支援が行われるようにすることが重要で

あると考えております。

今後、教育施策を検討・実施する際には、引き続き、児童・生徒に寄り添うことを第一とし、特に不登校児童・生徒の保護者の皆様に与える影響等について、様々な立場から多角的な視点で検討するとともに、より慎重に協議を進めてまいります。

第6「【最後に】」につきまして

第1の御質問において回答した内容と重複いたしますが、教育委員会事務局では、不登校対応方針を「不登校児童・生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、将来、児童・生徒が豊かな人生を送れるよう、社会的に自立をすることをめざすものである。」としています。

教育委員会事務局では、不登校児童・生徒一人ひとりに寄り添った対応が実現されるよう努めており、この方針は、現在も変わっておりません。

不登校児童・生徒一人ひとりの要因や背景が複雑、多様なことを改めて強く認識し、不登校児童・生徒及びその保護者が多様な選択肢の中から適切に教育や支援の機会を得ることができるよう、環境整備に努めるとともに、今後も、児童・生徒一人ひとり及びその保護者に寄り添った支援を進めてまいります。